

国民健康保険税 税率を改正します

下野市国民健康保険税について、平成20年度の改正により、税率・賦課限度額等を統一して以来、3年が経過しました。市では、国民健康保険事業の財政状況を健全に保ち、安定した医療給付を行うため、4月1日より国民健康保険税の税率等を下記のとおり改正します。

上 下 段	平成23年度税率		
	〔平成22年度税率〕		
区 分	医 療 分	後期高齢者支援金分	介護分 (40歳以上65歳未満)
所 得 割	5.8% 〔6.0%〕	1.9% 〔1.4%〕	1.4% 〔1.0%〕
資 産 割	なし 〔26.0%〕	なし 〔6.5%〕	なし 〔5.0%〕
均 等 割	27,400円 〔29,000円〕	8,700円 〔7,500円〕	8,500円 〔7,500円〕
平 等 割	23,100円 〔28,000円〕	7,300円 〔6,500円〕	5,000円 〔4,500円〕
賦課限度額	500,000円 〔470,000円〕	130,000円 〔120,000円〕	100,000円 〔90,000円〕

所得割・・・加入者の前年分所得（介護分は対象者のみ）に応じて計算
 資産割・・・加入者の固定資産に（介護分は対象者のみ）に応じて計算
 均等割・・・各世帯の加入者数（介護分は対象者のみ）に応じて計算
 平等割・・・一世帯あたりいくらかと計算（介護分は対象世帯のみ）
 賦課限度額・・・上限額（地方税法に規定された上限額を適用）

保険給付費の推移

単位:千円

20年度	21年度	22年度(見込み)	23年度(見込み)	24年度(見込み)	25年度(見込み)
3,160,815	3,308,082	3,462,102	3,619,639	3,784,170	3,956,276

国民健康保険財政

国民健康保険事業の費用に対する財源（収入）は、国民健康保険被保険者（加入者）に納めていただく、国民健康保険税のほか、国や県からの補助金等があります。

国民健康保険事業の費用には、主に次のようなものがあります。

- 加入者の疾病、負傷、出産、死亡等に対する保険給付をするための費用
- 加入者への特定健康診査、人間ドック費用助成などの保険事業に必要な費用
- 国保事業の管理運営のための費用
- 後期高齢者医療制度を支援するための「後期高齢者支援金拠出金」に必要な費用
- 介護保険制度による給付、予防給付をするため、40歳から64歳までの方に納めていただく「介護納付金」に必要な費用、など

問い合わせ先 市民課 ☎40-5557